十八　繰延資産の意義及び範囲等

改　　正　　後	改　　正　　前
第１節　繰延資産の意義及び範囲等	第１節　繰延資産の意義及び範囲
（移転資産等と密接な関連を有する繰延資産） 8－１－14　令第66条《移転資産等と密接な関連を有する繰延資産の範囲》に規定する「その他これらに類するもの」とは、例えば、次の繰延資産をいう。 (1) 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下 8－１－15までにおいて「適格分割等」という。)によりノーハウの設定契約が移転した場合における８－１－６に定めるノーハウの頭金等 (2) スキー場においてリフト、ロープウエイ等の索道事業を営む法人が適格分割等により当該事業に係る資産等（法第32条第２項《適格分社型分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入》に規定する資産等をいう。８－１－15において同じ。)を移転した場合における８－１－９に定めるスキー場のゲレンデ整備費用 (3) 適格分割等により職業運動選手等との専属契約を移転した場合における８－１－12に定める契約金等	（新　設）
（双方に関連を有する繰延資産の引継ぎ） 8－１－15　適格分割等により移転する資産等と移転しない資産等の双方に関連を有する繰延資産については、当該繰延資産の金額を合理的に按分した金額を引き継ぐことができるものとする。	（新　設）